

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準

【平13.4.9 消防危第50号】

1 定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（International Maritime Organisation（IMO））が採択した危険物の運送に関する規程（International Maritime Dangerous Goods Code（IMDGコード））に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されている移動貯蔵タンク（以下「タンクコンテナ」という。）を 積載する移動タンク貯蔵所をいうものである。

2 許可

(1) 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一である。

(2) 許可に係る手続き

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合の手続きは次によるものである。

ア 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

(ア) 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要するものであること。なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差しつかえないものである。

(イ) 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想される全ての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要するものである。

(ウ) 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることにかんがみ、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめるものである。

イ 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を軽微な変更工事として取り扱って差しつかえないものである。従って、変更許可及び完成検査は要しないものである。

なお、交換タンクコンテナのIMDGコードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性に係る規格（JIS、ISO等）等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した資料等の提出（郵送、ファックス等）により確認し、この場合、不明な点があれば事業者等に確認するものである。

3 完成検査

(1) 完成検査に係る手続き

ア 手続きの迅速化

(ア) 完成検査申請は、タンクコンテナの入港前に設置許可申請と同時に受け付けて差し支えないものである。また、完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整し、タンクコンテナが入港後速やかに行われるようにするものである。

第5-2 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準

(イ) 完成検査済証の交付は、迅速に行うものである。

【平10.5.20 消防危第54号】

(2) 完成検査の方法

ア 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うものである。この場合、タンクコンテナについては、I M O表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができるものである。車両については、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うものである。

イ 同時に複数の交換タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないものである。

ウ タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものである。

4 その他

- (1) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができるものである。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものである。
- (2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、危政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び危省令第24条の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができるものである。
- (3) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されるものである。
- (4) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸した後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものである。
- (5) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものである。
- (6) 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第11条の4に定める届出を要するものである。